

箕面市告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示し、平成16年箕面市告示第60号は、平成19年6月19日限り廃止する。

平成19年5月17日

箕面市長 藤 沢 純 一

1 中間検査を行う建築物の用途及び規模

項	用 途	規 模
1	住宅（長屋を含む。）兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分を含む建築物	確認の申請又は計画の通知の部分の床面積の合計が、50平方メートルを超えるものの建築
2	1の項に掲げる建築物以外の建築物	次の各号のいずれかに該当するものの建築 （1）確認の申請又は計画の通知の部分の階数が、地階を除き3以上となるもの （2）確認の申請又は計画の通知の部分の床面積の合計が、300平方メートルを超えるもの

## 2 指定する特定工程

### (1) 基礎工事に関する特定工程

1で規定する建築物のうち、法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物（基礎の部分の全部について、法第68条の20の規定により認証型式部材等に関する確認及び検査の特例を受ける建築物を除く。）の基礎の床版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）の工程を基礎工事に関する特定工程とする。ただし、一の確認の申請又は計画の通知で2棟以上の中間検査を行う建築物がある場合は、最も早く施工する棟の基礎の床版及びこれを支持するはりの配筋工事の工程を基礎工事に関する特定工程とし、基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の床版及びこれを支持するはりの配筋工事の工程を基礎工事に関する特定工程とする。

### (2) 建方工事に関する特定工程

1で規定する建築物について、次表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程（法第7条の3第1項第1号の規定による特定工程の適用を受けるものを除く。）を建方工事に関する特定工程とする。ただし、一の確認の申請又は計画の通知で2棟以上の中間検査を行う建築物がある場合は、最も早く施工する棟の同表右欄に掲げる工事の工程を建方工事に関する特定工程とし、建方の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の同表右欄に掲げる工事の工程を建方工事に関する特定工程とする。

項	建築物の構造	特定工程
1	木造（法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く。）	屋根の小屋組の工事の工程（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の緊結工事、壁又は筋かいの取付工事等を含む。）
2	鉄骨造（法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く。）	2階の床版の取付工事の工程（平屋については、建方工事の工程）
3	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用したもの（法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く。）	2階の床版（平屋については、屋根版）及びこれを支持するはりの配筋工事の工程（配筋工事を工事現場で施工しないものについては、2階の床版（平屋については、屋根版）及びこれを支持するはりの取付工事の工程）
4	1の項から3の項までに掲げる構造以外の構造（1の項から3の項までに掲げる構造で法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く。）	屋根の工事の工程（構造耐力上主要な部分である壁の取付工事等を含む。）
5	1の項から4の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程の工程のうち最も早く施工する工事の工程（1の項に掲げる構造を含む場合については、最も遅く施工する工事の工程）

### 3 指定する特定工程後の工程

#### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

2(1)で基礎工事に関する特定工程を指定した建築物について、基礎の床版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(以下「コンクリートの打込工事」という。)の工程を基礎工事に関する特定工程後の工程とする。

#### (2) 建方工事に関する特定工程後の工程

2(1)で建方工事に関する特定工程を指定した建築物について、次表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第12条の規定による特定工程後の工程の適用を受けるものを除く。)を建方工事に関する特定工程後の工程とする。

項	建築物の構造	特定工程後の工程
1	木造(法第68条の10の規定により主要構造について型式適合認定を受けたものを除く。)	壁の外装工事又は内装工事の工程(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く。)
2	鉄骨造(法第68条の10の規定により主要構造について型式適合認定を受けたものを除く。)	壁の外装工事又は内装工事の工程
3	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用したもの(法第68条の10の規定により主要構造について型式適合認定を受けたものを除く。)	2階の床版(平屋については、屋根版)及びこれを支持するはりのコンクリートの打込工事の工程(コンクリートの打込工事を工事現場で施工しないものについては、2階の柱又は壁の取付工事(平屋については、壁の外装工事又は内装工事)の工程
4	1の項から3の項までに掲げる構造以外の構造(1の項から3の項までに掲げる構造で法第68条の10の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを含む。)	壁の外装工事又は内装工事の工程(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く。)
5	1の項から4の項までの構造区分のうち、2以上の構造区分にわたる構造	2(2)の表の5の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から4の項までの構造の区分に応じた右欄に掲げる特定工程後の工程

#### 4 本告示の適用

本告示の規定は、平成19年6月20日以降に法第6条第1項の規定により確認の申請書を建築主事に提出する建築物、法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関に確認を受けるため書類を提出する建築物又は法第18条第2項の規定により建築の計画を建築主事に通知する建築物について適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りではない。

(1) 法第85条の適用を受ける建築物

(2) 既存の建築物の部分を利用するため、2で規定する特定工程の工事を施工しない部分

#### 5 経過措置

(1) 1から4までの規定にかかわらず平成11年7月1日から平成13年3月31日までの間に法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請を提出した建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定については、平成11年大阪府告示第988号の規定を適用する。

(2) 1から4までの規定にかかわらず平成13年4月1日から平成16年6月30日までの間に法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請を提出した建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定については、平成13年箕面市告示第28号の規定を適用する。

(3) 1から4までの規定にかかわらず平成16年7月1日から平成19年6月19日までの間に法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請を提出した建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定については、平成16年箕面市告示第60号の規定を適用する。